

2020年8月11日

関東ラグビーフットボール協会管下
都道府県ラグビーフットボール協会理事長 様
都道府県ラグビーフットボール協会事務局 様

関東ラグビーフットボール協会
理事長 大原 俊一
理事・普及育成委員会委員長 大山 文雄

中学生の行事等の「注意事項」に関する協力をお願い

(通知)

拝啓、平素はラグビーフットボール競技の普及育成にご尽力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

早速ですが、新型コロナウイルス肺炎感染症(COVID-19)の感染拡大傾向が継続していることから、参加する方々の安全を確保した大会実施が困難と判断し、当協会が主催する2020年12月末までの中学生を対象とする大会・試合を中止いたしました。管下の中学生の行事について以下の通りに「注意事項」を列挙いたしましたので、ご認識とご協力をいただきたくお願いいたします。

貴協会におかれましては、主旨をご理解の上、中学生、中学校、中学生女子を管轄する委員会、及び管下のチーム関係者の方々に周知いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 中学生に関する行事について

管下の都道府県ラグビーフットボール協会が中学生の試合・大会・その他行事(含む合同練習、選抜練習等)を行う場合について、以下の通り安全対策と感染予防を最優先した運営管理を行う。管下都道府県ラグビーフットボール協会の皆様には「本注意事項」を参考にいただき、ご認識、ご協力いただきたくお願いいたします。

1) 「判断と行事」

- ・ 実施については、都道府県ラグビーフットボール協会の判断とする。

- ・ 行事は原則として同都道県内(宿泊自粛)での実施とする。
- ・ 都道県境を跨ぐ行事を計画する場合、長距離の移動や宿泊を伴う行事は自粛する。
※ 長距離の移動とは 50km 程度を目安とする。※

2) 「行事の前提条件」

- ・ 実施する前提条件は、当該都道県、及び同参加チームの所在地において、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大が収束、或いは落ち着いた状況にあり、自治体から、外出自粛要請やその他の活動制限の要請が出ていないこととする。
- ・ また、都道県ラグビーフットボール協会が、選手を始め、参加者の感染予防が徹底できる等、安全の確保できることを前提とする。

3) 「運 営」

- ・ 行事の参加者の安全確保と感染防止を最優先した運営に徹する。
- ・ 厚生労働省等の各省庁から発出されている“新しい生活様式”等の各種通知を準拠する。
- ・ JRFU の練習再開のガイドライン、その他の各種 JRFU 通知・通達に準拠する。
※ 全ての行事の実施については、JRFU の規定する「練習再開のガイドライン(1、2 版)」を始めとした通知・通達に記載している安全対策等の運営方法に従う。
- ・ 試合を実施する場合は、原則として交流試合とし、観戦は無観客に近い、最低限の選手の家族(引率などの為の)に限定する。
- ・ 安全が確保できないと判断した場合は、直ちに開催を取り止める。
※ 2)の「前提条件」に変化が起きた場合は、中止、延期の措置をとる。

3) 「中学校の部活動」

- ・ 中学校の課外活動チームは、中学校長の承諾を得る。
- ・ 中体連に加盟している都道県では、都道県ラグビー協会の承諾の前に当該中体連の承諾を得る。

4) 「参加者」 (中学校、ラグビースクール、ジュニアラグビークラブ全員)

- ・ 参加選手は、自身の所属中学校の事前の同意を得る。
- ・ 参加者(選手、指導者、関係者)の居住地、所属中学校、勤務地においても感染状況が落ち着いた状況にあるか、収束していることを確認する。
- ・ 参加選手は、自ら参加を望む場合には保護者の承諾を得る。
- ・ 上記に該当しない場合は参加は取りやめる。

5) 「指導者」 (中学校、ラグビースクール、ジュニアラグビークラブ全員)

- ・ 指導者は、4)の「参加者」の状況を確認し、該当しない場合は参加を自粛させる。

- ・ 指導者は、選手に対しては、選手の自主的な判断での参加に限定するよう徹底する。
 - ・ チームや仲間の為として行事への参加を求めない。他参加者に対しても同様とする。
 - ・ 指導者は、選手の参加の可否によって、進学やその他の条件等を提案、或いは匂わす言動は厳に慎む。
 - ・ 指導者は、選手の参加の可否によって、選手間、チーム内で差別等が発生しないよう、十分に配慮する。
 - ・ 指導者は、前項までの事項を保護者に説明する。
- 6) 「保護者」 (中学校、ラグビースクール、ジュニアラグビークラブ全員)
- ・ 保護者は、1)～5)に記載した事項を認識し、その上で、選手自らが参加を望んでいることを確認し、保護者として承諾できる場合には、承諾書を提出する。
- 7) 「チーム」 (中学校、ラグビースクール、ジュニアラグビークラブ全員)
- ・ チームは、上記 1)～6)に記載した事項に従って、指導者の行動や言動を含めて責任を持って運営管理する。
- 8) 「都道府県ラグビーフットボール協会」
- ・ 都道府県協会は、当該行事が、上記 1)～7)に記載した事項について、チームが、履行していることを確認し、管理監督する。

補足：

なお、開催に際しては、事前に関東協会にその内容について実施要項などを添付して連絡していただければ幸甚です、

以上